

ブリュッセル規則における消費者保護規定の展開

中 村 進

第一章 はじめに

第二章 ブリュッセル条約期までの消費者保護規定

1 ブリュッセル条約成立期までの社会的状況

2 ブリュッセル条約と消費者保護規定

第三章 ブリュッセル条約からI規則へ

1 ブリュッセルI規則成立の背景

2 ブリュッセルI規則の消費者保護規定

第四章 ブリュッセルIa規則の成立

1 ブリュッセルIa規則成立の背景

2 ブリュッセルIa規則の消費者保護規定

第五章 おわりに

第一章 はじめに

本稿は、欧州連合（以下、EU）の民事・商事事件の裁判管轄と裁判の承認・執行に関する条約であるブリュッセル規則中の消費者保護規定の成立背景と展開を追い、日本法への示唆を検討することを目的とする。

二〇世紀末に登場した電子商取引は、国際取引に著しい影響を与えている。その一つは、所在する国を異にする越境的な当事者間の契約について、インターネットを利用することにより、地理的・物理的な制約が取り払われ、容易に且つ瞬時に契約を締結することが可能になったことにある。それによって事業者は、世界中の相手方との簡単に契約を結ぶことが可能となり、資金が乏しく、地理的にも不便な地に所在する中小企業であっても、自国内だけではなく、世界中の事業者や個人を相手方として取引を行うことができるようになっていく。第二は、電子商取引の登場以前においては、国際契約の当事者はほとんどが商人・事業者であり、企業間（B to B）取引が中心であったが、その登場後においては、越境的な取引の主要な当事者として「消費者」（consumer）が加わり、企業対消費者間（B to C）や消費者間（C to C）の取引が増加した^①ことである。更に最近では、その利用者の多くが消費者と考えられるスマートフォン^②の登場によつて、スマートフォン経由の電子商取引市場が急拡大をしているといわれている。消費者が電子商取引の当事者となる場合が増加するということは、当然ながら、消費者が国際取引に関わる紛争の当事者となるケースが潜在的に増加することを意味する^③。

消費者が越境的な取引を行うようになったのは、第二次世界大戦後のことであるとされる。例えばドイツでは、経済発展により生活環境が改善されたことに加えて、交通手段の発達が加わり、「旅行の波」（Reisewelle）が生じ、海外旅

行が重要な経済活動へと発展した。旅行が組織的に行われるようになれば、隣接する国家内においては、旅行者が購入する商品の売れ行きが増えることになる。このように消費者自らが越境し、他国で商品を購入する場合、消費者にとって何よりも重要なことは、販売方法に関する保護的な規制であつた。⁽⁴⁾ しかしながら、電子消費者契約⁽⁵⁾においては、消費者は自国内に留まつたまま、外国の売主と契約を締結し、商品やサービスを受領することが可能であるため、消費者は契約の締結前に外国の売主から購入する予定の当該商品について十分に調査することがないのが通常である。そのため、その悪用やその危険性についての様々な問題の発生が指摘され、弱者である消費者を保護する必要性が強く求められている。そこで、例えばEUでは、E E J - N e t (European Consumer Centers Network)⁽⁶⁾ が消費者ネットワークと協力して越境的な取引を行う消費者を支援するなどの活動が続けている。⁽⁷⁾

伝統的な国際私法においては、このような越境的な売買契約における消費者の保護について考慮することはなかった。それは、準拠法の決定においては、法の適用を受ける法律関係と最も密接な関係を有する国・地域の法を中立的且つ客観的に選ぶという伝統的国際私法の本質的な性質の故である。また国際民事手続法においても、「原告は被告の法廷に従う」(actor sequitur forum rei)の原則に従い、一般的に被告のホームの裁判所に裁判管轄を認めることで十分であると考えられていた。⁽⁸⁾ 更に、そもそも消費者が国際的な契約を締結することは滅多になく、その準拠法の決定や裁判管轄の判断において、消費者の保護を顧慮する必要がなかったことも理由であつた。⁽⁹⁾ しかしながら、消費者による越境的な取引が日常的となり、その結果、消費者が国際取引の当事者となつている現代においては、電子商取引における弱者である消費者について、国際私法上、何らの配慮も行ふことがなく、保護も与えないとすることは、不適切な結果を招くものと考ええる。越境的な取引においても、実質法上だけではなく、国際私法上と国際民事手続法上

においても消費者に対して適切な保護が与えられるべきであるのは当然のことであって、そのために法選択規則と国際民事手続法の両者が両輪となって正しく機能して初めて経済的な弱者である消費者の保護という正義の実現が図られることになる¹⁰。つまり、Tang の言葉を借りれば、電子商取引時代における消費者保護は、単なる国内的な関心事ではなく、「国際私法上の争点」(an issue in private international law) になっているのである¹¹。従って今後は、より適切な形で、弱者である消費者に対して保護を与える裁判管轄規則を含めた国際私法上の規則の確立が重要となる。このような中であって欧州では、既に以前よりEUが中心となり、事業者との契約において弱者である消費者の法的保護が検討・立法化され、その後もその拡大が着実に図られて来ている¹²。

消費者保護の観点から、電子消費者契約紛争における裁判管轄を確定するためのモデルには、次の二つがあると思われる。一つは、消費者契約に関する一定の保護的内容を有する規則に基づいて弱者としての消費者の保護を図るアプローチであり、他方は、特別な消費者保護に関する規則に基づくことなく、消費者という弱い立場をケース・バイ・ケースで検討することが可能な自由裁量に基づいたアプローチである¹³。欧州は前者の立場を採用し、欧州共同体からEUへと統合を進めるなかで、以前より、ブリュッセル条約において域内の裁判管轄に関する規定を統一し、消費者の保護を図ってきた。

ブリュッセル条約は何度かの改正を経て、現在はブリュッセルIa規則へと名称を変えているが、その中で消費者は、常に特別な保護が与えられるべきものとして扱われ、特別規定が置かれている。特に電子商取引が登場し、消費者が国際取引の当事者になると、それに対応するために規定を改正し、その後も、電子商取引の進展に応じた修正を行うなど、常に消費者保護に対して積極的に取り組む姿勢を示している。このようなEUの動向を見ることは、更

なる技術の進歩により、今後も越境的な取引の主要当事者となり続けると予想される消費者について、国際私法上及び国際民事手続法上におけるその保護のあり方を考える際に大いに参考になるものと思われる。

そこで本稿では、消費者の保護に関する裁判管轄規定に関し、ブリュッセル条約から、それを修正したブリュッセルⅠ規則及びその後のブリュッセルⅠa規則へと進展する中で、消費者保護規定の修正が如何なる意図に基づいて、どの様にして行われたかについて概観し、その問題点についても考察することによって、消費者契約における消費者保護に関するEUの立場を明らかにすることを目的とする。また、今後、この問題に関するEUとアメリカ合衆国・日本の立場との比較を行うことを予定しており、今回の検討から消費者保護のあり方に関する議論に何等かの示唆を得たいと考えている。裁判管轄に関する消費者保護規定について、特に電子商取引の登場とその後の発展に対応するためにEUで展開された議論とその積極的な対応策については、日進月歩の電子商取引技術により、近い将来、新たな法的対応が求められることが確実と思われるわが国にとっても大いに参考になるものと考ええる。

第二章 ブリュッセル条約期までの消費者保護規定

現行のブリュッセルⅠa規則は、二度の大きな修正を経て現行法となっているが、そのスタートとなったのは、一九六八年九月二七日にドイツ、ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダの欧州共同体原加盟国（六カ国）の間で締結され、一九七三年二月一日より発行した「民事及び商事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する条約」（ブリュッセル条約）¹⁴である。本章では、同条約中の消費者保護の規定が成立した背景と、その規定内容について概観する。

1 ブリュッセル条約成立期までの社会的状況

そもそも消費者保護の効果を持つ最初の規定は行政法と競争法の領域で生まれたとされるが、それらが成立した一九世紀の立法は、食料品、後に日用品について、商品の質を保証することを意図したものであった。⁽¹⁵⁾ それらの不正な取引慣行からの保護に関する規定は、事業者にとってプラスとなり、法秩序と競争相手の保護に役立つものであつて、消費者の保護の効果はむしろ反射であつた。また、一九世紀の欧州における私法の法典化は自由主義によつて特徴づけられ、契約は法的関係の私的自治による形成であると考えられており、消費者などの弱者保護のための制限的規則の基本的姿勢とは相容れなかつたのである。それでも、意思表示の取消しに関する規定や高利を制限する規定等が置かれるようになり、また一般条項の中で、特定のケースにおいて契約当事者の不均衡を考慮すべきことを判例が容認することはあつた。

特定の弱者グループを保護するための規定の成立は、一九世紀末の大量生産によつて生まれた「消費する市民」(verbrauchenden Bevölkerung) を保護するために、つまり分割払い購入者の保護に関する規定の必要性が生じたために行われた分割払いに関する法の立法化が切っ掛けとなつた。それは、商品返却の場合の分割払金の返却や違約罰の縮減という形で実現した。第一次世界大戦後になると、欧州では、消費者以外の弱者グループである労働者及び借家人の保護に関する特別法が現れ始めている。消費者や労働者などの弱者にとつて「契約の自由」(Freedom of Contract) は、実質的に自由がないことが広く認識されるようになったからである。⁽¹⁶⁾ そこに、消費者の保護法制への弾みが、アメリカ合衆国からもたらされることになる。

それは、一九六二年の John F. Kennedy の『消費者の利益の保護に関する米国連邦議会への特別教書』⁽¹⁷⁾ であり、現

代の消費者保護運動の起爆剤として機能した。それにより消費者は、商品の信頼性、情報、選択及びヒアリングに関する根本的な権利の保有者とみなされた。⁽¹⁸⁾ その動きを受けて欧州でも、既存の割賦売買に関する規制が拡大され、濫用的契約条件や訪問販売に関して、消費者保護の観点から私的自治に制限を加えることになる。⁽¹⁹⁾

欧州共同体では、一九七二年一〇月のパリにおける加盟国の首脳、政府によるサミット会談において、欧州の消費者法の政策を打ち出したのが出発点となった。⁽²⁰⁾ その後、消費者の保護プログラムが一九七五年と一九八一年に欧州理事会の決議によって提示され、⁽²¹⁾ その中で消費者政策の目的が示されて以降、多くの指令が採択されることになる。特に一九八七年単一ヨーロッパ議定書 (Single European Act 1987) 第一〇〇a条は、共同体内の諸機関に高い保護基準を義務付け、それがマーストリヒト条約やアムステルダム条約における積極的な消費者保護の姿勢へとつながっている。

2 ブリュッセル条約と消費者保護規定

伝統的国際私法の中立的性質、及び消費者が国際的契約を締結することは稀であり消費者保護は国内問題と考えられていたことなどから、⁽²²⁾ 欧州各国内においては、消費者保護の全体的な発展は実質法から始まり、それが国際私法に浸透していったのに対して、欧州レベルにおいては逆に、最初に国際私法上に消費者契約に関する規定が登場することになる。⁽²³⁾

一九五〇年代に発生した抵触法革命は、その勃発地であるアメリカ合衆国では消費者保護の問題に関心を持つことはなかった。しかし、革命の間接的影響を受けた欧州において、アメリカにおける革命が見落としていた裁判管轄の

分野で消費者保護規定の導入の先導的役割を果たすことになった。その背景にあったのが、消費社会の拡大と第二次世界大戦後の人権保護の考えの発展に伴う消費者政策の高まりであり、またそれを受けて行われた西ヨーロッパ諸国における消費者保護に関する国内法の立法化であった。この傾向はまた、商法その他の領域から消費者法を分離させることになり、国際私法の分野においても、消費者保護に関する規則の設けることへの関心が生まれるという影響をもたらした。⁽²⁴⁾

欧州共同体の設立条約の成立時には、国際私法領域に関する立法権限を有する欧州立法機関はなく、条約の形式で各国法の内容を統一することになった。その結果、欧州における国際私法上の法統一は断片的に達成されることになり、ブリュッセル条約において民事及び商事の問題における裁判管轄と判決の承認及び執行に関する規則が、その後の一九八〇年に「契約上の債務の準拠法に関する条約」(ローマ条約)⁽²⁵⁾において契約上の諸問題における準拠法の決定に関する規則が成立することになった。⁽²⁶⁾これらの条約における弱者保護の方法は、主に当事者自治に制限を加えることにより消費者を中心とする弱者の保護を図る方法が採用されている。⁽²⁷⁾国際私法上における当事者自治は二つの側面を有し、一つは当事者に契約準拠法の選択の自由を認めるもので、他は当事者に裁判地を選択する権限を与えるものであり、この二つは、欧州の国際私法において不可欠な側面であると考えられている。⁽²⁸⁾弱者保護の観点から、契約準拠法の合意に制限を加えているのがローマ条約であり、裁判管轄に関する合意に制約を行っているのがブリュッセル条約である。次に、後者のブリュッセル条約における弱者保護の観点から設けられた裁判管轄合意の制約について、消費者保護規定を中心に概説する。

欧州共同体が、一九六八年にその設立当時の六締約国により、越境的な契約の増加に伴う渉外的紛争数の膨張に対

応し、共同体内の居住者の法的保護を強化するために、まず裁判所の判断の承認及び執行のための簡略的な規則を設け、同時にそれと平行して経済的障壁を解消するために、裁判所の判断の許容性を減らすことを目的に成立させたのがブリュッセル条約である。⁽²⁹⁾ 同条約は、独立の条約の形式で成立したもので、狭い意味での共同体法ではなかったが、消費者に関しては、同条約の成立前に幾つかの締約国が既に割賦販売とローンに関する断片的な保護的裁判管轄規則を制定していたことを受けて、消費者に関する限定的な保護規定が条約に含まれることになった。⁽³⁰⁾

ブリュッセル条約は、その第一七条(一)において、同条(三)に若干の制約を加えながらも、一方当事者が締約国内に住所を有する場合、当事者に特定の法律関係に関する書面による締約国の裁判所への管轄合意を承認する。しかし、当事者自治の考えに基づいて管轄合意を承認しながらも、弱者保護の観点からその自治に制限を加えて、第七条と第一三条において「第三節 保険事件の管轄」(第七条以下)と「第四節 割賦行為事件の管轄」(第一三条以下)については、第一七条の規定が適用されない旨が定められている。そして、後者の第四節中の第一三条から第一五条には、より弱い立場にある当事者としての消費者を保護するための特別な管轄原因が示されている。⁽³¹⁾

第一三条は、「動産の割賦販売、又は動産購入代金の融資を直接の目的とし割賦弁済される金銭消費貸借に関する事件の管轄は、本節による⁽³²⁾」と規定し、条約の一般規定には従わないことを明確にした上で、続く第一四条(一)において、弱者である買主・借主が売主・貸主を提訴する場合、相手方である売主・貸主が締約国内に住所を有するときは、売主・貸主の住所地の裁判所か又は買主・借主の住所地のある締約国裁判所に提訴できる旨を規定している。逆に売主・貸主が買主・借主を提訴する場合は、同条(二)において、被告である買主・借主の住所地の締約国裁判所においてのみ提起が認められている。⁽³³⁾ また、第一五条には、第四節の規定は、次のいずれかの場合には、異なる合意をする

ことができるとして、①紛争発生後に合意がなされたとき、②その合意が、買主又は借主に対して、本節により管轄が認められる裁判所以外への提訴を認めるものであるとき、③同一締約国内に住所又は常居所を有する買主と売主又は借主と貸主との合意であって、その国の裁判所に管轄を認めることを目的とするときを挙げている。このように第一五条は、たとえ契約中に如何なる条項があっても、買主又は借主は、自身が住所を有する国の裁判所で提訴することができるという第一四条が与える権利を奪われないと定めることによって消費者の保護を図っている³⁴⁾。

一九六八年のブリュッセル条約は、割賦販売とローンによる商品販売に関する契約につき買主と借主の保護を提供するのみであったことなどから、効果的でなかった。特に、同条約が「消費者」の概念に関する規定を欠いていた結果、商事契約中の信用販売における全ての買主又は借主に一般的な保護を提供するものとして理解されていた³⁵⁾。このような保護される消費者の範囲の不明瞭さ問題が解消される契機となったのが、欧州裁判所の一九七八年の *Bertrand v Ott* 事件判決³⁶⁾であった。同判決において、条約第一四条において保護される買主は最終的な個人としての消費者であり、それは取引又は専門の活動に従事していないという事実によって保護が必要となる弱者であるからである。従って、条約第一三条の動産の割賦販売には、企業間の動産売買は含まれないと判断された³⁷⁾。条約の規定上で保護される弱者の範囲についての修正が行われたのは、一九七八年の加入条約においてであった。

ブリュッセル条約は、デンマーク、アイルランド及び連合王国の共同体加盟に伴い締結された一九七八年加盟条約第一〇条により改正され、条約第四節は「割賦行為事件の管轄」から「消費者契約事件の管轄」にタイトルが修正されるとともに(以下、一九七八年修正法と呼ぶ³⁸⁾)、第一三条(第一五条について二つの重要な修正が行われた。³⁹⁾一つは、第一三条(一)において、「消費者」の定義づけが置かれたことで、契約を「その商業上若しくは専門的職業上の活動と

は関係ない (outside his trade or profession) とみなしうる用途のために締結した」者と定義づけられた。第二は、保護される消費者の範囲について、それまでの動産の割賦販売とローンに関する契約の当事者だけでなく、その他の動産とサービスの供給を目的とする契約であって、「(a) 契約締結に先立ち、消費者の住所地国において、特別の申込又は広告が行われており、かつ (b) 消費者がその国で契約締結に必要な行為をおこなったとき」にも拡大されたことである。これらの修正を受けて、第四節中の「買主又は借主」の文言は、「消費者」という表現に替わることになったのである。⁽⁴⁰⁾

なお、第一三条(二)には、消費者の契約相手が締約国の領域内に住所を有していない場合にも、その者が締約国に支店、代理店その他の営業所を有しているときは、その業務に関する紛争についてはその締約国の領域内に住所を有するものとみなす旨の規定が新設された。それにより、消費者は、締約国の領域外の事業者に対しても、その事業者が領域内に支店等を有す場合は、自身の住所地国の裁判所で提訴できることとなった。第十四条と第十五条については、上述した「買主又は借主」から「消費者」に表現が変更された以外には、大きな修正は行われなかった。

以上の修正の結果、ブリュッセル条約において特別な保護を受ける消費者契約は、以下の三つの場合となった。①動産の割賦販売契約、②動産購入代金の融資に関する契約、及び③その他の動産及び役務の売買契約である。更に、最後の③については、次の二つの要件を満たすことが必要とされる。すなわち、(a) 契約締結前に、消費者が住所を有する締約国内で、相手方が消費者に特別な誘因又は広告を行い、且つ (b) 消費者が自身の住所地国で契約締結のために必要な方策を講じていたことである。この追加的な要件は、当該ケースと消費者が住所を有する締約国の法域との間に充分な結びつきを保証することを目的とするものとされる。⁽⁴¹⁾

欧州共同体は、同様の政策を加盟国の法選択に関する統一条約の取り決めの際にも追求し、一九八〇年の契約上の債務の準拠法に関する条約（ローマ条約）においても、消費者契約に関する保護的な法選択規則を置かれることになる。ここにおいて、一九七八年修正法は、ローマ条約と合わせて欧州国際私法システムを形成し、消費者契約における進歩的、包括的且つ体系的な保護的抵触法の基礎を築くことになるのである。⁽⁴²⁾しかしその後、一九九〇年代の後半に登場した電子商取引が越境的な消費者取引において新たな商業モデルを発展させたことなどの影響を受けて、ブリュッセル条約は二〇〇〇年に再度の修正が行われることになる。

第三章 ブリュッセル条約からI規則へ

一九六八年に成立したブリュッセル条約は、二一世紀に入って直ぐに修正が行われ、ブリュッセルI規則となった。本章では、同規則の成立の背景と消費者の保護規定の修正内容について概観したい。

1 ブリュッセルI規則成立の背景

一九九三年一月一日、欧州連合条約（マースリスト条約）が発効し、欧州諸共同体（EC）を改めEUとなるとともに、欧州共同体の枠組みに加えて外交・安全保障、司法・内務協力の三つの柱体制を持つ欧州連合が発足する。ここにおいて、欧州の立法者らに国際私法に関する特別な権限が与えられ（アムステルダム条約六一条、六五条）、法形式についても、条約から共同体派生法の一つである規則となる。⁽⁴³⁾

一方、ブリュッセル条約についても、一九七八年にデンマーク、アイルランド及び連合王国との間で、一九八九年

にスペインとポルトガルとの間で、一九九六年にはオーストリアとの間で加盟条約がそれぞれ締結され、その適用範囲が拡大されていった。そして、一九八八年には、ブリュッセル条約と並行条約であって、裁判管轄、判決の承認及び執行に関する同一規定を有するルガノ条約が欧州自由貿易地域（EFTA）の加盟国との間で締結されたことによつて、適用範囲が更に拡大された。⁽⁴⁴⁾ 一九九七年九月、このルガノ条約についての改正の検討がなされたことがブリュッセル条約改正の発端となり、同一一月に欧州委員会（European Commission：以下、委員会）に改正の提案がなされ、⁽⁴⁵⁾ 同一二月には欧州理事会（European Council：以下、理事会）と欧州議会（European Parliament）にも報告がなされた。同提案には、先に成立していたマースリスト条約を受けて、共同体派生法の形式で行うことが示されていた。一九九九年四月に修正作業が終結し、同七月にブリュッセル条約（一九七八年修正法）を規則化する提案が行われた。その後、欧州議会の意見を経て、同一〇月に委員会の改正提案が示され、⁽⁴⁶⁾ それを受けた修正を行った後、同一二月二二日にブリュッセルI規則（施行日：二〇〇二年五月一日：以下、I規則とする）は成立した。⁽⁴⁷⁾ 条約の規則化と並んで、一九七八年修正法のアップグレードを促したのは、一九九〇年代に登場した後においても、インターネットを中心とする通信技術の更なる進展に伴い急速な拡大を見せていた電子商取引であった。

EUは、早くから電子商取引の発展に向けて積極的に対応する姿勢を示していた。それは、少なくとも一九九六年十一月の委員会報告（Communication）である「Putting Services to Work」において強い関心を示したことに始まるとされる。⁽⁴⁸⁾ 翌年四月には、理事会はそれを発展させた「電子商取引に関する欧州イニシアティブ」を公表し、その序文の冒頭部分において、電子商取引の重要性を認め、欧州連合を「電子商取引の中心地」とすると宣言している。⁽⁴⁹⁾ 同イニシアティブはまた、域内市場の発展のために、電子商取引の促進とハーモナイゼーションへの貢献をも目的とし、

そのための方法として、電子商取引を通じた経済成長の貢献するための法的枠組みを整えることを目標としている⁽⁵⁰⁾。その結果、同イニシアティブに基づいて、その後 Directive 97/7 EC (the Distance Selling Directive) や Directive 1999/93/EC (the E-Signatures Directive) をはじめ様々な指令 (Directive) や規則 (Regulation) が制定されることになる。このような電子商取引を巡る政策の中で、電子消費者契約における弱者である消費者の保護が検討されることになるのである。

電子商取引は、事業者だけでなく消費者にとっても低廉且つ瞬時に越境的な取引を行うことを可能となるという新たな商業モデルである。そのため、電子商取引においても弱者であると考えられる消費者を保護することが求められていた。欧州共同体は、一九七八年修正法とローマ条約の双方をEUの法律文書へと移すのみならず、電子商取引の発展の確実性とその効率を提供するためにも、一九七八年修正法中の消費者保護的管轄規定をアップグレードさせる必要があったのである⁽⁵¹⁾。他方、既に一九九三年に委員会は、単一市場における消費者の司法アクセスと消費者紛争の解決に関するグリーン・ペーパーを公表し⁽⁵²⁾、一九九六年にはまた、域内市場における消費者の司法アクセスと消費者紛争の解決についてのアクション・プランに関するコミュニケを採択していた⁽⁵³⁾。このアクション・プランには、個別的な消費者紛争を解決するための手続の促進と強化に焦点が当てられ、裁判手続への簡素化されたアクセスを導入する提案が示されていたのである。

以上のような背景の中で、一九七八年修正法は改正され、同条約中の消費者保護規定が修正されることになる。

2 ブリュッセルI規則の消費者保護規定

新規則には、一九七八年修正法と同様に、第二条以下に裁判管轄に関する一般規定が置かれ、第二条(一)において被告の住所地の構成国に裁判管轄を認めるとともに、第五条以下において「特別管轄」に関する規定が置かれる。契約事件に関しては、請求の基礎となる義務履行地又は履行されるべき地の裁判所に裁判管轄が認められている(第五条(一)(a))。しかし、履行地の意味を明確にする規定が新設され、「物の売買に関しては、契約に基づいて、その物が引き渡された地か、引き渡されるべきであった構成国の地」(同条(一)(b))⁵⁴とされ、また、「役務の提供については、契約に基づいて、その役務が提供されたか、提供されるべきであった構成国の地」とされる。更に、同条(一)(a)号は、同(b)号が適用されない場合に適用される旨が規定される(同条(一)(c))。これを前提に、第四節第十五条から第一七条において、消費者契約事件の管轄に関する規定が置かれている。このように物と役務の履行地を区別することについては歓迎されているが、オンライン上で購入されるデジタル形式で提供される物と役務の履行地についての定義の検討が更に必要になることが指摘されている⁵⁵。

I規則第十五条(一)の本文には、消費者契約の意味について、「消費者によりその職業上の活動とは関係ないとみなしうる用途のために締結された契約」と規定され、表現に若干の修正はあったものの、実質的に一九七八年修正法と同一内容の定義づけが置かれた。しかし、契約の相手方についての定義づけについては、旧法同様に置かれていない。また、適用範囲となる消費者のタイプに関しては、旧法と同様に動産の割賦販売契約(同条(一)(a))と動産購入代金の融資に関する契約(同条(一)(b))についてはそのまま残されたものの、同条(一)(c)号については、一九七八年修正法第一三条(一)(3)号の内容が大幅に変更され、「その他の場合において、消費者が住所を有する構成国において商業活動若

しくは職業活動を行う者、又は、何であれ、この構成国に若しくはこの構成国を含む複数の国に向けてその活動を行う者により締結された契約で、この活動の枠内に含まれるもの」と規定されている。この規定の後半部分は、インターネットで締結される消費者契約を顧慮したものと考えられ、それによって、インターネットを含めた如何なる手段を用いたものであれ、事業者がその商業活動若しくは職業活動を消費者が住所を有する構成国又はその国を含む他の複数の構成国に向けている（directs）場合にも、管轄原因が及ぶことになる。⁵⁷⁾

I規則第一五条(二)は、一九七八年修正法の規定を受け継ぎ、消費者の相手方契約者が構成国内に住所を有しない場合でも、「その者が構成国内に支店、代理店その他の営業所を有しているときは、その業務に関する紛争については、その構成国の領域内に住所を有するものとみなす」と規定される。しかし、同条(三)は若干の変更を受け、保護される消費者事件から運送契約全般を排除していた一九七八年法は修正され、「旅行と宿泊のパック旅行以外」の文言が追加されたため、新たに交通と宿泊のパック旅行契約についても保護を受ける消費者契約に含まれることになっている。その他の規定については、実質的な修正は行われていない。従って、消費者が事業者を提訴する場合、事業者が締約国内に住所を有するときは、事業者の住所地国か又は消費者の住所地国の裁判所に提訴できる旨を規定する一九七八年修正法第一四条はI規則第一六条として、また、契約中に如何なる条項があっても、消費者は自身が住所を有する国の裁判所で提訴する権利を奪われないことを容認する同修正法第一五条はI規則第一七条として、ほぼそのまま受け継がれている。⁵⁸⁾

一九七八年修正法中の消費者に関する特別保護規定においては、上述したように第一三条において、(一)動産の割賦販売契約、(二)動産購入代金の融資契約、及び(三)その他の動産及び役務の売買契約であって、(三)については、①契約締

結前に、消費者の住所地国で相手方が消費者に特別な誘因又は宣伝を行い、且つ②消費者がその住所地国で契約締結に必要な方策を講じていたことが追加的に要件とされていた。しかし、I規則第一五条による修正により、その上記(一)と(二)は維持されたが、(一)と(二)以外については、①契約が消費者の住所地の構成国内において商業活動若しくは職業上を行うか、又は如何なる手段であれ、この構成国に若しくはこの構成国を含む複数の国に向けてその活動を行う者との間に締結された契約であつて、且つ②この活動の枠内に含まれるものであることが必要になった(同条(一)(c))⁵⁹。勿論、以上のような改正は、その解釈を巡って新たな議論を呼び起こすことになる。

例えば、I規則一五条(一)がインターネットを通じて売買を想定した修正を行っていることから、仮に同条(二)に規定される構成国内の支店等が、インターネットを通じて構成国内に住所を有する消費者に向けて物又は役務の販売を行っている場合は、構成国又は複数構成国に「向けてその活動を行っている」(directs such activities to)支店、代理店その他の営業所の意味や、同条(一)(c)号の「何であれ」(by any means)の範囲を検討する必要があることなどが指摘されている。⁶⁰しかし、一層大きな議論を呼んだのは、ウェブ又はホストのサーバーの所在が裁判管轄の原因となり得るかの問題であり、更に、同(c)号が述べる「に向けて」(direct to)の意味に関する問題であると思われる。

ある企業が構成国内のウェブ上又はホストのサーバーが設置してオンライン上で事業を展開する場合、そのサーバーの所在は、I規則第一五条(二)にいうオンライン事業者の「支店、代理店その他の営業所を有している」に含まれるか、つまり、特にオンライン上の事業において、「その他の営業所」(other establishment)⁶¹が意味するところは何かを明らかにする必要が生じている。この問題については、E-Commerce Directiveが、サービス・プロバイダーを定義づけたその第二条(c)において、サーバーのようなサービスを提供するために必要な技術手段や技術の使用と存在は、

それ自体では、プロバイダーの設備とはならない旨を規定することなどから、サーバーの所在地は裁判管轄の原因とならないと見解がある。⁽⁶³⁾ しかし逆に、管轄原因となる可能性があることを指摘する見解もある。⁽⁶⁴⁾ 一方、I規則第一五条(c)号の「に向けて」の解釈に関する議論については、それにより特に中小規模の事業者はオンライン上の広告を思い止まる可能性があるため、この新规定がビジネスに与える影響は大きいとする指摘がある。⁽⁶⁵⁾ この問題に関する議論の一部は、消費者に向けられるウェブサイトの性質の区別へとその関心が移ることになる。つまり、アメリカ合衆国の判例上において展開されていた「スライディング・スケール理論」(sliding scale)と呼ばれる、消費者に向けて商業的活動を行っているウェブサイトの性質に従って、ウェブサイトを‘active’なものとして‘passive’なものとの区別して裁判管轄の確定の判断を行う方法への注目へと向かうことになる。⁽⁶⁶⁾

I規則第一六条と第一七条は、上述したように一九七八年修正法第一四と第一五条を修正されることなく受け継いでいる。従って、それまでと同様に第一六条により、弱者たる消費者の相手方に対する提訴は、相手方が構成国内に住所を有するときは、消費者の住所地国の裁判所か又は相手方の住所地国の裁判所に提訴できるが、相手方が消費者を提訴する場合には、消費者の住所地国の裁判所においてのみ提起を認められるとすることで、消費者保護が図られている。また第一七条により、第四節の規定について別段の合意をすることは可能であるが、それは、①紛争発生後に合意がなされたとき、②合意が、消費者に対し本節により管轄が認められる裁判所以外への提訴を認めるものであるとき、③同一構成国内に住所又は常居所を有する消費者と相手方との合意であって、且つその国の裁判所に管轄を認めるものである場合にのみ容認されるとし、消費者は自身の住所国の裁判所で提訴する権利を奪われないことを保障することで消費者保護が図られている。

第四章 ブリュッセル I a 規則の成立

二〇〇〇年に成立した I 規則は、概ね満足の行くものであったが、一連の提案を受けて改正を行うこととなり、二〇一一年にブリュッセル I a 規則が成立した（施行は、二〇一五年一月一〇日以下、I a 規則とする⁶⁷）。本章では、同規則の成立の背景と消費者の保護規定の修正内容について概観したい。

1 ブリュッセル I a 規則成立の背景

二〇〇四年から二〇〇九年の間に、委員会は、構成諸国内における I 規則の適用に関する調査を実施した⁶⁸。その結果は、ドイツの教授チームの手によって詳細な報告書（‘the Heidelberg Report’）としてまとめられ、そこには同規則の規定を改善するための多くの提案が含まれている⁶⁹。それに加えて、ベルギーの教授による未解決の裁判管轄及び非構成国の判決の承認と執行に関して行われた研究⁷⁰、及び Groupe européen de droit international privé (GEDIP) なる団体の手によるもので、同規則を「対外的局面」（external situations）にも拡大させ、被告が非構成国内に住所を有する場合やそのような国を本源とする判決の場合にも適用させるよう修正する提案が公表されている⁷¹。これらの調査と提案に続いて委員会は、二〇〇九年に Green Paper を採択し⁷²、二〇一一年一月二十六日には同規則の再検討に関する提案を行っている⁷³。同提案には、修正の必要性を立証する影響分析が付されていた⁷⁴。

提案は野心的なもので、理事会により二〇〇九年のストックホルム・プログラムで採択された「相互承認の原則に沿った司法判断の自由な移動に残された障害を取り除くことによって、欧州の司法領域を一層発展させること」、つ

まり認可状手続 (exequatur procedure) を撤廃することを目的としているが、委員会は更に三つの他の重要な問題を取り上げ、その中の一つに裁判管轄規則の適用範囲の拡張が含まれていた。⁽⁷⁵⁾ I 規則に関する交渉が「修正」(recast) 手続に従って行われるということは、委員会によって手続中で取り上げられた問題のみを再検討でき、委員会が言及していない事項については、委員会がそれに同意するか、又はその同意を欠く場合でも、全ての構成国がその新たな取り組みを支持する場合にのみ、それを論議できること意味していた。ここでは、本稿のテーマである消費者の保護管轄規定との関係で裁判管轄の拡張の問題を中心に取り上げる。

委員会は、その修正交渉の冒頭から I 規則の裁判管轄規則の通用範囲の根本的な拡張を提案した。⁽⁷⁶⁾ I 規則は、その第二条において、被告が構成国の領域内に住所を有する場合にはその国籍の如何を問わずその国の裁判所に提訴され、被告が構成国の領域内に住所を有しない場合については、第四条において、各構成国裁判所が自国法により管轄を定める旨を規定していた。これを修正する委員会提案には、提案第四条(二)において、I 規則中の消費者契約に関する第一五条、第一七条を含む第二章二節、八節中に置かれる諸規定による場合のみ、構成国の領域内に住所を有しない被告を構成国内の裁判所で提訴できるように修正する旨を定められていた。この提案が意味するところは、被告が EU 域外の第三国に住所を有する場合、I 規則中のこれらの規定が構成国の裁判管轄規定にとって代わり、規定される分野に関する対外的な立法権限が完全に EU に移転することにある。そのような提案の根拠として委員会は、透明で且つ統一な裁判管轄規則を提供することの必要性、EU 領域外に住所を有する弱者を保護する必要性、及び市民と企業が EU 域内の裁判所への平等なアクセス権を有すること並びに域内市場の企業に対し裁判管轄に関して公平な条件を保障することの必要性を挙げている。⁽⁷⁷⁾ I 規則中の裁判管轄規定の第三国に住所を有する被告への拡張の一環

として、委員会は、一定の要件を前提に、被告の財産所在地国である構成国裁判所に裁判管轄を認める補助的管轄に関する規定と緊急管轄 (forum necessitatis) に関する規定の導入についても提案を行っている。

裁判管轄規定の第三国に住所を有する被告への拡張と補助的法廷と緊急管轄に関する委員会の提案は、非常に大きな論争を呼んだ。一方では、国内法に基づくフォーラム・ショッピングの発生の可能性を排除し、被告の住所を問わず統一的で透明性で一貫性のある裁判管轄規則を提供することができ、また、EUの内外に住所を有する被告間にある現在の不自然で差別的な区分を廃止することができると評価された。他方では、現行のシステムは十分に合理的に機能しており、委員会提案に実際上の必要性があるように思われず、少なくとも経済的データは、そのような統一の必要性を示していないと批判されていた。⁽⁷⁶⁾ しかし、同提案は大多数の構成国による反対に遭い、結局、妥協的解決策⁽⁷⁹⁾として、現行の裁判管轄に関するI規則の一部を被告がEU域外に住所を有するケースに拡張することで合意をみる。その結果、新たに成立したI a規則第六条(一)により、被告が構成国内に住所を有していない場合、各構成国の裁判所の管轄については、同第一八条(一) (一定の消費者契約)、同第二二条(二) (個別的労働契約)、同第二四条 (専属管轄) 及び同第二五条 (合意管轄) の場合を除いて、各構成国はその自国法により裁判管轄を決定することができるが、これらの諸規定が適用される場合には、被告の住所地を問わずI a規則が適用されることになる。この点について、I a規則の解説⁽¹⁴⁾には、被告の住所とは関係なく新規則を適用する意図は、消費者等の弱者の保護を保障するためである旨が述べられている。

このような修正は、電子商取引がEU域内の消費者市場を活性化し、消費者取引のグローバル化を促進することを考慮しつつ、保護を第三国内に住所を有する事業者との取引に拡大するものであって、⁽⁸⁰⁾ 消費者の司法アクセスを促す

ものであると評価されている。⁽⁸¹⁾ その一方で、I規則のような成功した法律文書を修正する場合には、控えめなアプローチが好まれるため、野心的な又は広範囲に及ぶ修正が拒否されたのは残念であり、また、不十分な起草により、裁判管轄制度の安定性と予見可能性を脅かす可能性があるとの指摘もある。⁽⁸²⁾

2 ブリュッセルIa規則の消費者保護規定

Ia規則は、裁判管轄に関する一般規定を定めた第二章第一節第四条において、I規則の規定の文言を若干の修正を加えたものの、ほぼそのまま受け継いで、別段の定めがある場合を除いて、構成国の領域内に住所を有する者に対しては、その国籍を問わず、その構成国の裁判所に提訴できる旨を規定する。しかし、上述したように、第六条(一)において、被告が構成国の領域内に住所を有していないときは、各構成国の裁判所は自国法に従って裁判管轄を決定する旨を規定するものの、第一八条(一)の消費者契約の場合等については、そこから除外されることも明記されている。その結果、消費者契約については、Ia規則の適用範囲は拡張され、その限りにおいて構成国の裁判管轄に関する権限は縮減されている。それを前提にして、同章第四節「消費者事件における管轄」の第一七条から一九条に消費者契約についての保護的管轄規定が置かれている。第一七条から第一九条の規定は、I規則の第一五条から第一七条に実質的な修正を加えることなくほぼそのまま受け継いでいる。

Ia規則中の消費者の保護的管轄規定が適用されるのは、I規則第一五条(一)を受け継いだ第一七条(一)により、①一方の契約当事者が消費者であって、②第一七条(一)(a)号(動産の割賦販売契約)・(b)号(動産購入代金の融資に関する契約)・(c)号(これ以外の、消費者の住所国で職業上・営業上の活動を行い又はその国若しくはその国を含む複数国においてそうした活動

を行い且つその活動の範囲に含まれる契約)の各号が定める契約類型に該当し、③締結されている契約の場合である。⁽⁸³⁾そして、これらの契約については、第二四条(専属管轄)と第二五条・第二六条(管轄合意)の適用を受けない(同条⁽⁸⁴⁾一)。また、一七条(一)中の消費者の定義についても、その職業上の活動とは関係のないとみなしうる用途のために契約を締結した者を消費者とする消極的な定義づけを採用する立場に変更なく、個人的、家族的又は家事的な目的のために主として購入行為を行う者を消費者とする二〇〇五年のハーグ管轄条約第二条(一)(a)号が採る積極的な定義づけの立場とは対照的である。⁽⁸⁵⁾更に、消費者契約の相手方当事者となり得る者についても、ローマI規則が相手方当事者は契約を職業上の活動の用途のために締結していなければならないことを明記するのとは対照的に、今次の修正においても触れられていない。⁽⁸⁶⁾

I規則第一五条(一)(c)号もまた、I a規則第一七条(一)(c)号としてそのまま受け継がれている。同規定の特徴は保護の範囲について柔軟に定められていることで、保護的規則は特定の消費者契約の類型に限定されず、一七条(一)(a)号及び(b)号によりカバーされる契約以外の「その他の場合」(all other cases)に広く適用される。その一方で、契約の締結の方法については、より制限的な見解が継続して採用されている。つまり、ビジネス活動に焦点を当てて、消費者の住所地で商業上の活動を行っている(pursues commercial ... activities)か、商業上の活動を消費者の住所地向けている(directs such activities to)かのいずれかの状況において、契約が事業者の活動の枠内で締結されていることが求められている。⁽⁸⁷⁾

第一七条(二)もまた、I規則第一五条(二)をそのまま受け継いでいる。従って、消費者契約の相手方である事業者が構成国内に住所を持たない場合でも、事業者が構成国内に支店・代理店・その他の営業所を持つときは、その業務に関

する紛争についてはその構成国の領域内に住所を持つものとみなされる。更に、第一七条(三)もそのまま残ったため、旅行と宿泊のバック旅行を除いた運送契約は保護範囲から引き続き排除されている。その排除の根拠として、その他の運送契約への範囲の拡大は波及的に重大で複雑な問題を生み、裁判管轄の目的だけのために運送契約を含めることは適切でないとの考えが指摘されている⁽⁸⁸⁾。

消費者契約における裁判管轄の基本原則を定めるI a 規則第一八条は、国際取引における弱者である消費者の保護を明確に示す規定である。今回の改正においては、第一八条(一)に「相手方の住所に関係なく」の文言が追加された以外は、一九七八年修正法の内容を受け継ぐI 規則第一六条の規定がそのまま残されている。その結果、弱者である消費者が相手方を提訴する場合、その相手方の構成国内における住所の有無を問わず、相手方の住所地国の裁判所か又は消費者の住所地のある構成国の裁判所に提訴できるが、逆に相手方が消費者を提訴する場合は、被告である消費者の住所地の構成国の裁判所においてのみ提起が可能となる。この規定の解釈を巡って議論がある。消費者契約に関して、広範な国内法の裁判管轄規則の行使の可能性を放棄することなく、第三国の被告に対する裁判管轄に関する追加的な根拠（EU全体に及ぶ「最低基準」（minimum standard））を制定しているに過ぎないと見る立場と、国内裁判管轄規則は事柄が第一八条(一)の範囲内に入る場合には適用されないと解する立場が対立する⁽⁸⁹⁾。I a 規則第一九条もまた、I 規則第一七条をそのまま引き継ぐ。従って、①紛争発生後に合意がなされたとき、②その合意が、消費者に対し本節が認める裁判所以外への提訴を認めるとき、③同一構成国内に住所又は常居所を有する消費者と相手方の合意で、且つその国の裁判所に管轄を認めるときに限って、異なる合意ができるとされ、それによって消費者の自身の住所国の裁判所への提訴権は保障されることになる。

以上のI a規則における特別な保護的な裁判管轄制度による消費者保護の方法についてまとめると、以下の三つの要素から成るとみることができる。つまり、相手方事業者のEU領域内外の所在を問わず、①弱者である消費者が原告として活動する場合、消費者の住所地又は裁判管轄に関する追加的且つ有利な基礎の利用可能性の付与、②消費者が被告の立場にある場合、自身の住所地においてのみ提訴を受けることが可能と規定する制約、③当事者らがこれらの裁判管轄制度から逸脱する場合の裁判管轄の合意の制限である⁹⁰。I a規則第一八条が、このようにEU域外の事業者に対し、その事業者にとつては外国である構成国内の裁判所で訴訟を行うことを要求することについては、事業者が外国の訴訟に参加しうる訴訟力 (litigation power) を有することや、外国における訴訟リスクは外国へ市場を拡大し外国の消費者から経済的利益を得ることの費用であるとして、正当化されている。しかしながら、強い保護的管轄規則の適用は、潜在的に世界中の全ての事業者をEU域内の裁判所に服させるため、中小規模の事業者が関わることも少なくない電子商取引においては、事業コストを増加させ、経済的損失を発生する可能性をもたらす。その点、I a規則第一七条は一定の要件を設けることによって、消費者保護と事業者の販売促進とのバランスを図っているとして評価されている⁹¹。

第五章 おわりに

以上、ブリュッセルI a規則について、その消費者の保護的管轄規則を中心に成立から現行法までの変遷と規定内容について概説した。

EUがI a規則を通じて行っている裁判管轄規則の統一は、電子商取引が登場し消費者が国際取引の主要な当事者

となりつつある現在においては、越境的な消費者契約に関する法的不安定性を克服するのにより有効であると考えられる。EUにおける国際民事手続法の統一については、事項ごとに統一を図るセクター方式を採用し、個々の法的領域や特定の法的問題を対象に個別的に法的手段を策定してきたために、他の法的領域における規制の視点を見失い、大局的な思考を欠いているとの批判がある⁽⁹²⁾。だが、多くの国々が参加する広範な法統一は非常に困難で、成立までに長い時間を要することを顧慮すれば、弱者の側の負担を長く放置することはできず、やむを得ない面もあるう。

EUが国際私法上で採用する弱者保護には、次の三つの方法があるとされる。第一は、当事者自治を完全に排除し、準拠法選択や管轄合意に制約を加える方法である。第二は、当事者自治を完全に排除するのではなく、当事者に与えられる選択範囲を制限する方法(量的制限)である。第三は、当事者自治の行使を実質的に精査し、準拠法選択又は管轄合意の効果を潜在的に制限する方法(質的制限)である⁽⁹³⁾。Ia規則第一九条(二)はこの第三の方法を採用し、消費者に対し、同規定が示す裁判所以外へ提訴する権能を容認する合意を行うことを認めている。この消費者に与えられる優遇措置は、消費者契約の相手方である事業者がEUの域外に所在する場合にも容認されている。

このような裁判管轄に関する消費者保護の規定は、既に見たように、中小規模事業者の電子商取引への参入を抑制する可能性を孕んでいる。また、電子商取引に関わる技術は日進月歩であり、ダウンロード、ストリーミング技術、クラウドなど次々と新たな技術が生まれ、新たな取引方法を提供し続けているため、消費者保護と越境的取引の促進との適切なバランスを考慮しながら、常に法律の見直す必要性の有無を検討することが求められている。このような状況にあつてEUは、Ia規則の成立後も、それまでの実質法上の消費者保護指令を統一し、各国法の規定の「最小限の調和」を目指した「消費者権利指令」(Consumer Rights Directive: 2011)⁽⁹⁴⁾、及び消費者紛争においても選択的裁判外

紛争解決（ADR）を利用することを可能にする「消費者紛争のADRに関する指令」（Directive on Alternative Dispute Resolution for Consumer Disputes: 2013）⁽⁹⁵⁾と「消費者紛争のオンライン紛争解決（ODR）に関する規制」（Regulation on Online Dispute Resolution for Consumer Disputes: 2013）⁽⁹⁶⁾を成立させるなど、電子商取引における消費者保護の実効性の確保を積極的に図っている。ごく最近では、電子商取引を手掛ける事業者が消費者の住む国・地域によって販売条件やサービスに差を設けて販売する地理的制限（ジオブロッキング）を禁止する規則も施行させている。⁽⁹⁷⁾

一方、事業者にとっては、外国からの裁判管轄の主張を回避する方法として、主に二つの選択肢があるとされる。第一は、事業者が、特定の法域内におけるそのウェブ・サイトへのアクセス可能性を制限する方法である。第二は、事業者は、どの法域にそのオンライン上の商業的活動を向けているのかウェブ・サイト上で明記する方法である。そして第三は、事業者は、「受動的な（passive）」サイトを利用することで、そのウェブ・サイトの活動に制限を加える方法である。⁽⁹⁸⁾今後の電子商取引の発展のためにも、過度な消費者保護政策を採るのではなく、事業者が採用し得る現実的な紛争発生の予防的措置の余地を残すことも必要と思われる。

インターネット登場以降の越境的な取引を巡る環境の著しい変化の中で、積極的に時々の社会的状況に適切に対応し、消費者と事業者とのバランスを顧慮しながらブリュッセル規則の見直しを続けているEUの姿勢は大変評価でき、わが国も大いに参考とすべきと考える。実際に、EUの国際私法上及び国際民事手続法上の消費者保護規定のモデルは、諸外国の立法に大きな影響を与えているとされる。⁽⁹⁹⁾一方、わが国では、裁判例も少ないこともあって、電子商取引の促進の観点から、消費者保護に関する裁判管轄規定についての積極的な議論はあまり見られない。しかしながら今後は、越境的な電子消費者契約の一層の増加とそれに伴う国際的な紛争の頻発が予想されることから、アメリカ合

衆国の判例理論やブリュッセルI a規則に比べると同様に、電子商取引を行っているウェブ・サイトの性質を考慮し、裁判管轄の確定の判断を行うことがわが国でも求められることになるのかも知れない。

国際取引においては、インターネット技術の登場以降、常に新たな電子商取引の技術が生まれ、新たな問題が発生している。このような目まぐるしい変化に適切に対応するために、EUにおけるように、常に法規定の見直しを検討する姿勢がわが国においても必要であると考ええる。

- (1) Kathrin Sachse, *Der Verbrauchervertrag im Internationalen Privat- und Prozessrecht* (Mohr Siebeck, 2006) p. 8.
- (2) 日本経済新聞二〇一九年五月一七日朝刊。
- (3) 消費者が関わる国際取引紛争については、例えば、経済産業省による『国境を越える電子商取引の法的問題に関する検討会「報告書」(二〇一〇年九月)〈www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/cbec/cbec_images/crossborderrec_houkokusho.pdf〉(二〇一九年六月一日アクセス)に付せられている参考資料「国境を越える電子商取引の法的問題に関する検討会参考資料 越境トラブルの概要」〈www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/cbec/cbec_images/crossborderrec_sankou3.pdf〉(二〇一六年六月一日アクセス)には、一般財団法人ECネットワークに寄せられている日本から及び海外からの相談事例が紹介されている。
- (4) Sachse, *supra* note 1, pp. 8-9.
- (5) 消費者が関わる越境的な電子商取引には、日本企業が海外に居住する消費者に対し、又は逆に外国企業が日本に居住する消費者に対し、インターネットを介して直接商品を販売するB to C取引と、日本の事業者が消費者に販売する目的で外国の事業者から商品を仕入れて再販売をすることを目的とするB to B取引がある(樋口壽男「越境ECの留意点」日経産業新聞二〇一八年八月六日)。後者は一般のB to B取引と異なることはないため、本稿でいう電子消費者契約とは、専ら前者のB to C取引を念頭に置いている。

- (6) EEC-Netは、EU、アイスランド及びノルウェー内の消費者センターのネットワークで、消費者にその権利についての情報を提供し、欧州内の異なる国の消費者と事業者間で発生した紛争の解決についての支援を行っている。〈https://ec.europa.eu/info/live-work-travel-eu/consumers/resolve-your-consumer-complaint/european-consumer-centres-network_en〉
- (7) See Sachse, *supra* note 1, pp. 9-10.
- (8) Zheng S. Tang, 'Electronic Consumer Contracts in Private International Law', in: *Electronic Consumer Contract in the Conflict of Laws*, 2nd ed (Oxford and Portland, Oregon, Hart Publishing, 2015) pp. 3, 9-10; Sachse, *supra* note 1, p. 18.
- (9) J.Hillは、特に欧州における越境的消費者契約の増加の原因として、国外旅行などに際して商品購入を行うという消費者のライフ・スタイルの変化をも指摘する。Jonathan Hill, *Cross-Border Consumer Contracts* (Oxford, Oxford University Press, 2008) p. 6.
- (10) 例えば、櫻田嘉章『国際私法〔第6版〕』（有斐閣、二〇一二年）三五〇頁参照。勿論、この議論の前提として、そもそも特に電子商取引において、消費者が「弱者」として保護されるべきであるのか、またそうであるとされる場合、保護されるべき「消費者」とはどのような者が問われなければならない。前者の議論については、拙著「EU国際私法にける電子消費者契約に関する消費者保護規定の展開」『日本大学知財ジャーナル』第二二号（二〇一九年）六〇七頁参照。
- (11) Tang, *supra* note 8, p. 4.
- (12) Lorna E. Gillies, 'Choice of Law Rules for Electronic Consumer Contracts in the Rome I Regulation', in: *Electronic Commerce and International Private Law – A Study of Electronic Consumer Contracts* (Ashgate, Aldershot, 2008) p.117. なお、EUの消費者政策の展開を紹介したものとして、横内律子「消費者政策—消費者政策の質的強化—」国立国会図書館『拡大EU：機構・政策・課題：総合調査報告書』（二〇〇七年）一四三頁～一五七頁がある。
- (13) Zheng S. Tang, 'Protective Jurisdiction in the Brussels I Recast', in: *Electronic Consumer Contract in the Conflict of Laws*, 2nd ed (Oxford and Portland, Oregon, Hart Publishing, 2015) p. 27. 勿論、sayid Tangも指摘するように、消費者を保護するための特別な配慮を何も行わないというアプローチもあり得る。

- (14) The Convention on jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters, 27 September 1968, [1972] OJ L299/32. 尚、本条約を紹介した代表的なものに、岡本善八「わが国際私法事件におけるEEC裁判管轄条約」・(一)『同志社法学』第二九卷(一九七七年)四号一頁以下、五号一五頁以下、同「1978年『拡大EEC判決執行条約』(一・二)」「同志社法学』第三二卷(一九七九年)二号八一頁、三号一二九頁、及び中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関するブリュッセル条約(一)・(二・完)」『民商法雑誌』第一二三卷(二〇〇〇年)三号四二六頁以下、四・五号七一二頁以下がある。また、条約の公式報告書の翻訳として、関西国際民事訴訟法研究会「民事及び商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約公式報告書(一)・(二・完)」『国際商事法務』第二七卷(一九九九年)七号七五二頁以下、第二九卷(二〇〇一年)三号三六〇頁以下がある。
- (15) 以下の本章中の欧州における実質法上の消費者保護に関する規定の沿革についての記述は、主にSache, *supra* note 1, pp. 14-18に拠った。
- (16) Ole Lando, 'The EC Draft Convention on the Law Applicable to Contractual and Non-Contractual Obligation—Introduction and Contractual Obligation', *RabelsZ*, Vol. 38 (1974), p. 15.
- (17) 消費者庁HP:『世界消費者権利デー』を迎えるにあたって」〈https://www.caa.go.jp/about_us/minister/mori_message_008/〉(二〇一九年六月二二日アクセス)。同教書では、「安全への権利」「情報を与えられる権利」「選択をする権利」「聞かしてもらえぬ権利」の四つの権利が消費者の権利として提示されている。
- (18) Sache, *supra* note 1, pp. 15-16.
- (19) 実質法上における消費者保護のための私的自治の制限方法は、消費者に自己決定の意思の形成の可能性を残しながら、契約の相手方に対して強行的規定を通じてその形成の余地を制限する方法を採る。その具体的な方法としては、契約の相手側に対する取引対象と消費者の権利の強制的開示、消費者への一方的な解決権又は熟慮期間の付与、契約内容に関する司法上の監督、証明責任の分配に関する規則の設置である。 *Ibid.*, p. 16.
- (20) Stephen Weatherill, 'The Evolution of Consumer Policy in the European Union', in: *EU Consumer Law and Policy*, 2nd

ed (Edward Elgar, Cheltenham, UK and Northampton, MA, USA, 2013) p. 6.

- (21) OJ C 92, 25. 4. 1975とOJ C 133, 3. 6. 1981である。同プログラムでは、「(一)消費者の健康および安全の危殆化からの実効的保護、(二)消費者の経済的利益の損失からの実行的保護、(三)助言、支援及び補償のための適切な制度、(四)消費者への情報と消費者教育、(五)消費者利益を目指す決定を策定する場合の消費者との審議および消費者の代表」の五つの消費者政策の目的が打ち立てられた。イブニルイ・サージュ／原田智枝訳「消費者契約における不正条項に関するEC指定―本指令はその目的を達成でるか」鹿野菜穂子・谷本圭子編『立命館大学人文科学研究叢書12 国境を超える消費者法』(日本評論社、二〇〇〇年) 一八六頁。Weatherill, *supra* note 20, pp. 6-8.
- (22) Tang, *supra* note 8, p. 3.
- (23) Sache, *supra* note 1, p. 29.
- (24) Tang, *supra* note 8, pp. 4-5.
- (25) Convention on the law applicable to contractual obligations opened for signature in Rome on 19 June 1980, [1980] OJ L266/1.
- (26) Giesela Rühl, 'The Protection of Weaker Parties in the Private International Law of the European Union: A Portrait of Inconsistency and Conceptual Truancy', *Journal of Private International Law*, Vol. 10 No.3 (2014) pp. 335-336.
- (27) Rühl, *supra* note 25, p. 339.
- (28) *Ibid*, p.338. なお、準拠法選択における当事者自治規定については、ローマ条約第二条に置かれたことを嚆矢として、二〇〇九年の「契約債務の準拠法に関する規則」(ローマⅠ規則) 第三条、及び同年の「契約外債務の準拠法に関する規則」(ローマⅡ規則) 第一四条にも置かれている。更に、家族法・相続法の分野にも拡大され、二〇〇七年のハーグ扶養料プロトコルが大部分のEU構成諸国において発効していたこともあり、「離婚及び法的別居の準拠法の分野において緊密な政策協力を実施するための規則」(ローマⅢ規則) 第五条においても、離婚・別居の準拠法の選択が可能となっている。また最近では、「相続事件における管轄、準拠法、裁判の承認及び執行、公文書の受領及び執行、並びに欧州相続証明書の導入に関する

二〇一二年七月四日の欧州議会・理事会規則」(相続規則) 第二一条と第二二条において、被相続人は、その常居所地法が本国法より相続準拠法を選択することが容認されている。

なお、管轄合意についても、ここで検討を行っていない家族法及び親族法の分野において、二〇〇二年のブリュッセルⅡa規則第二六条が婚姻したカップルに親権の問題に関し、二〇〇八年の扶養料規則第四条が扶養費紛争に関し、右の相続規則第五条が相続紛争に関し、それぞれ合意管轄を認めている。See, *ibid.*, pp. 338-340.

(29) Sache, *supra* note 1, pp. 21-22.

(30) Tang, *supra* note 8, p. 6.

(31) Lorna E. Gillies, 'Jurisdiction Rules for Electronic Consumer Contracts in the Brussels I Regulation', in: *Electronic Commerce and International Private Law – A Study of Electronic Consumer Contracts* (Ashgate, Aldershot, 2008) p. 71. 条約中には「消費者」という言葉がなかったために、買主・借主が事業者の場合にも適用されるか否か問題となったが、消費者保護の規定であることを再確認したのが、後に触れる *Bertrand v. Ott* 事件判決であった。同判決は、条約第一三条を分割払いによる事業者間の商品売買についてもカバーするものと解することはできないと判断した。

(32) 以下のブリュッセル条約の規定の訳については、主として、中西・前掲注(14)によった。

(33) 消費者契約だけではなく、保険事件についても弱者保護の観点から規定が置かれていた。弱者である保険契約者が締約国内の保険者を提訴する場合、保険者の住所地が保険契約者の住所地の裁判所に提訴することができた(第八条(一))が、保険契約者が被告となる場合は、被告の住所地の裁判所に提訴する必要があった(第二一条(一))。

ところで、保護される弱者の範囲について、欧州の国際私法上で消費者以外に特別な保護が与えられる弱者として、ローマⅠ規則第五条、第七条及び第八条により、旅客、保険契約者及び労働者がある。また、ハーグ扶養料プロトコル第七条、第八条が扶養債権者に追加的な保護を与えている。また、国際民事手続法においても、後に触れる修正ブリュッセルⅠ規則において、消費者と保険契約者に加えて、第二三条において労働者の保護規定が置かれている。また、「扶養義務に関連する事件における裁判管轄、準拠法、決定の承認及び執行並びに協力に関する2008年12月28日の欧州共同体理事会規則 4/2009」

(以下、「扶養規則」)はその第四条(三)において、管轄合意は、一八歳以下の扶養料債権者を保護するためになされるもの
に限定されている。その一方で、弱者として保護が必要と思われる旅客、賃借人、フランチャイズ加盟者及び代理商に関する
保護規定は見られない。Rühl, *supra* note 25, p. 342-343.

(34) Graham J H Smith, *Internet Law and Regulation*, 4th ed (Sweet & Maxwell, London, 2007) para. 6-071.

(35) Tang, *supra* note 8, p. 6.

(36) Case 150/77 *Societe Bertrand v Paul Otto KG* [1978] ECR 1431.

(37) *Ibid*, para 21, 22.

(38) [1978] OJ L304/77.

(39) Gillies, *supra* note 31, p. 74.

(40) シュロッサー・レポートは「消費者」という語を第四節の「中核」(central)を意味する。Peter Schlosser, 'Report on the Convention on the Association of the Kingdom of Denmark, Ireland and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland to the Convention on jurisdiction and the enforcement of judgments in civil and commercial matters and to the Protocol on its interpretation by the Court of Justice' [1979] OJ C59/71, p. 118 (para 155). 同レポートはまた、ブリュッセルの第四節で保護されるのは、私的な立場で行為を行う最終的な (final) 消費者であると述べている。 *Ibid*, p. 117 (para 153).

(41) Frederic Debusere, 'International Jurisdiction over E-Consumer Contracts in the European Union: Quid Novi Sub Sole?', *International Journal of Law and Information Technology*, Vol. 10 No.3 (2002) pp. 348-349.

(42) Tang, *supra* note 8, p. 7. なお、消費者や保険契約者と並んで、現行のブリュッセルIa規則中に保護的管轄の規定が存在するもう一つの分野である個別労働契約については、この時点でも何ら触れられることなく、一九八二年の *Roger Ivenel v Helmut Schwab* 事件における欧州共同体司法裁判所 (CJEU) の判決 (C-133/81 [1982] ECR 1891) とその後の一九八九年の加入条約第四条による修正まで待たなければならなかった。Aleš Galič, 'Jurisdiction over Consumer, Employment, and

Insurance Contracts under the Brussels I Regulation Recast - Enhancing the Protection of the Weaker Party', *Austrian Law Journal*, 2016 No.2, p. 123.

- (43) Rühl, *supra* note 26, p.338-340. ブリュッセル I 規則の成立と規定内容を論じたものとして、中西康「ブリュッセル I 条約の規則化とその問題点」『国際私法年報』第三号 (二〇〇一年) 一四七頁〜一七二頁がある。本節の同規則の沿革についても、主に同論文を参照した。

- (44) The EC and EFTA A Lugano Convention on jurisdiction and the enforcement of judgments civil and commercial matters, [1998] OJ L319/9. ブリュッセル規則とルガノ規則の関係を分かりやすく解説したもので、例えば、Jan Trzaskowski, Legal Risk Management in Electronic Commerce - Managing the Risk of Cross-Border Law Enforcement' (Ex Tuto Publishing, Copenhagen, 2005) pp. 134-137 を参照。

- (45) Proposal for a Council Act Establishing the Convention on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters in the Member States of the European Union, [1998] OJ C 33/20. なお、ブリュッセル条約の改正に関する議論が一九九六年まで遡る点については、Rolf Wagner, 'Die geplante Reform des Brüsseler und des Lugano-Übereinkommens', *IPR* 1998, p. 241.

- (46) Proposal for a Council regulation (EC) on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, COM (1999) 348 final.

- (47) Council Regulation (EC) No 44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, [2001] OJ L12/1. 成立の背景には、アムステルダム条約によるEUの権限の強化に伴い、構成国内の実質的・手続的規則を共通化・統一化すべきとの強い要求があった。そのような要求について、Jürgen Basedow, 'The Communitarization of the Conflict of Laws under the Treaty of Amsterdam', *Common Market Law Review* 37 (2000) pp. 687-708; Oliver Remien, 'European Private International Law, the European Community and Its Emerging Area of Freedom, Security and Justice', *Common Market Law Review* 38 (2001) pp. 53-86 を参照。また、成立したブリュッセル I

規則の解説(2)や(6)などにも、民事及び商事における裁判管轄規則を統一し、判決の迅速且つ簡単な承認・執行のために手続きを簡素化する規定が不可欠であることが述べられている。

- (48) CSE (96) 6 final 27 Nov 96. 筆者は、この文書を手入力し確認することができなかった。この文書の手入が困難であることについて、Arno R. Lodder and Andrew D. Murray, 'The European Union and E-Commerce', in: Arno R. Lodder/Andrew D. Murray (eds), *Regulation of E-Commerce - A Commentary* (Cheltenham, UK and Northampton, MA, USA) (2017) pp. 1-2.

- (49) A European Initiative on Electronic Commerce, COM (1997) 157 final.

- (50) Lodder/Murray, *supra* note 48, p. 4.

- (51) Tang, *supra* note 8, p. 7.

- (52) 'Green Paper, access of consumer to justice and the settlement of consumer disputes in the single market', COM (93) 576.

- (53) 'Action Plan on consumer access to justice and the settlement of consumer disputes in the internal market', COM (96) 13.

- (54) 本節中のブリュッセルI規則については、中西康「民事及び商事事件における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則 (EC) 44/2001 (ブリュッセルI規則)」『国際商事法務』第三〇巻二号 (二〇〇二年) 三二一頁以下を参照した。また、同規則の改正内容を検討したものとして、同「ブリュッセルI条約の規則化とその問題点」『国際私法年報』第三号 (二〇〇一年) 一五一〜一六二頁がある。

- (55) Lorna E. Gillies, 'Adapting International Private Law Rules for Electronic Consumer Contracts', in: Charles E. F. Rickett/Thomas G. W. Telfer (eds), *International Perspectives on Consumer's Access to Justice* (Cambridge University Press, 2003) p. 365.

- (56) 当初は、ブリュッセルI規則の最初の提案の解説(13)によると、「…動産又は役務の電子商取引は、他の構成国においてアクセス可能な手段によるときは、その国家に向けられた活動である」と表現されていたが、連合王国が反対を表明し、結局、削除されることになったことが知られている。その結果、「向けられる」(directs)の意味が定義されないままとなったこと

にひいては Graham J H Smith, *Internet Law and Regulation* (Sweet & Maxwell, London, 2007) para, 6-071, 6-072.

(57) Gillies, *supra* note 55, pp. 366-367.

(58) なお、ブリュッセルI規則は、その第一八条―第二一条において、もう一つの弱者である労働者の保護の観点から、個別労働契約事件の裁判管轄に関する特別規定を新設している。これについては、中西・前掲注(54)「問題点」一五六―一五七頁参照。

(59) Debussere, *supra* note 41, p. 356.

(60) Gillies, *supra* note 55, p. 367.

(61) Directive 2000/31/EC on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market. 同指令は、プロバイダーは原則としてその所在地国の法規制に従うこと(「本源国 (country of origin) 原則」)を定めるが、その解説(23)において、同指令は追加的な裁判管轄規則や国際私法規則を設けることを意図したものでないことを明確である。Mike Butler (general ed.), *E-Commerce and Convergence: A Guide to the Law of digital Media*, 4th ed (Luton, 2011) para. 10.13. なお、このE-Commerce Directiveを分かり易く解説したものを以下に挙げる。Arno R. Lodder, Directive 2000/31 on Certain Legal Aspects of Information Society Services, in Particular Electronic Commerce, in the Internal Market, in: Arno R. Lodder/Andrew D. Murry (eds), *Regulation of E-Commerce A Commentary*, (Edward Elgar Publishing, Cheltenham・UK and Northampton, MA, USA, 2017) pp. 15-58を参照。

(62) Lodder, *supra* note 61, p. 26 (para. 2.36).

(63) Gillies, *supra* note 55, pp. 367-368.

(64) 例として Butler, *supra* note 61, para 10.10.

(65) Gillies, *supra* note 55, pp. 368-369,

(66) *Ibid*, p.369, Debussere, *supra* note 41, pp. 357-361; Avril D. Haines, The Impact of the Internet of the Judgments Project:

Thoughts for the Future, Hauge Conference of Private International Law; Preliminary Document No 17 of February 2002 for

the Attention of Commission I (General Affairs and Policy of the Conference) of the XIXth Diplomatic Session - April 2002) para 18. <<http://www.hech.net>> (2019/9/15); Zheng Sophia Tang, 'Discretion-Based Jurisdiction in E-Consumer Contracts', in: *Electronic Consumer Contracts in the Conflict of Laws*, 2nd (Oxford and Portland, Oregon, Hart Publishing, 2015) pp. 82-83, 87-92. なお、スライディング・スケールと呼ばれるこの理論を紹介したものとして、拙著「アメリカにおけるオンライン上の紛争と裁判管轄に関する判例の流れ——Zippo 判決を中心として——」『政経研究』第四一巻一号（日本大学法学部、二〇〇四年）七二九—七六二頁がある。

(67) Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast), [2012] OJ L35/1. なお、同規則については既に、春日偉知郎（訳）「民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会の（EU）Nr. 1215/2012規則」『欧州連合（EU）民事手続法』（法務研究第四六四号、二〇一五年）四七頁—八四頁がある。本文中の同規則に関する訳についても、それを参照した。

(68) Peter Arnt Nielsen, 'The Recast of the Brussels I Regulation', in: Michael Joachim Bonell, Marie-Louise Holle, Peter Arnt Nielsen (Eds), *Lieber Amicorum Ole Lando* (DJOF Publishing, Copenhagen, 2012) p.258; Peter Arnt Nielsen, 'The New Brussels I Regulation', *Common Market Law Review*, No. 50 (2013) pp. 503-505, 512-513. 本節中のブリュッセル規則の成立過程に関する記述は、主にそれらに拠ったものである。

(69) Burkhard Hess, Thomas Pfeiffer and Peter Schlosser, 'Report on the Application of Regulation Brussels I in the Member States (Final Version September 2007)', <http://ec.europa.eu/civiljustice/news/docs/study_application_brussels_1_en.pdf> (2019/8/15).

(70) Arnaud Nuyts, *Study on Residual Jurisdiction, General Report* (3 Sep. 2007), available at <ec.europa.eu/civiljustice/news/doc/study_residual_jurisdiction_en.pdf> (2019/8/20).

(71) GEDIP, 'Proposed Amendment of Regulation 44/2000 in order to apply it to Eternal Situations', *IPRax* (2009) pp. 283-

284.

- (72) The Green Paper on the review of Council Regulation (EC) No 44/2001 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, COM (2009) 175 final.
- (73) Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, COM (2010) 748 final.
- (74) Commission Staff Working Paper Impact Assessment Accompanying Document to the Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters, SEC (2010) 1547 final.
- (75) 委員会が追加した残る二つの重要問題は、①仲裁合意の有効性の強化、②合意管轄の有効性の促進である。Nielsen, *supra* note 68 (*Common Market Law Review*) p. 505.
- (76) *Ibid*, p. 512.
- (77) *Ibid*, p. 512.
- (78) *Ibid*, p. 513.
- (79) *Ibid*, p. 513; Galić, *supra* note 42, p. 126.
- (80) Tang, *supra* note 8, pp. 7-9.
- (81) *Ibid*, p.19.
- (82) Galić, *supra* note 42, pp. 133-134.
- (83) Tang, *supra* note 13, p. 27.
- (84) 規定上明記されていないが、第二四条の専属管轄の規定が第四節の規定(第一七条～第一九条)に優先しないと考えられ
てゐる。Andrea Bonomi, 'Jurisdiction Over Consumer Contracts', in: A. Dickinson, E. Lein (eds), A. James
(assistant ed), *The Brussels I Regulation React* (Oxford, 2015) p. 214 (para, 6.05).

- (85) Tang, *supra* note 13, pp. 28-29. また、I a 規則中の「消費者」や「消費者契約」の意味について検討したものに、例えば⁸⁴ Bonomi, *supra* note 84, pp. 215-229 (paras 6.15-6.54) がある。
- (86) Tang, *supra* note 13, pp. 29-30. この点について Tang は、相手方当事者についての沈黙は、それが誰でもよいことを意味しないと指摘し、例えば、個人が購入したテレビを別の個人に中古販売する場合で、双方が職業上の活動外で契約を締結するとき、どちらか一方を消費者と定義づけることはできず、たとえ消費者 (consumer) が買主のみであるとしても、このケースにおける買主は「弱者」(weaker)ではなく、保護が与えられるべきでないとする。このようなケースは、多くのオンライン・マーケットプレイスにおいては、一般的に見られるものである。Ibid, p. 29.
- (87) Ibid, p. 43.
- (88) Ibid, p. 28.
- (89) Galic, *supra* note 42, p. 125. 尚、本文では触れなかった個別労働契約について域外適用を認める第二二条(二)についても、その解釈を巡って同様な議論が生じる。
- (90) Ibid, p. 123.
- (91) Tang, *supra* note 13, pp. 66-67.
- (92) Rühl, *supra* note 26, pp. 336-337.
- (93) Ibid, pp. 346-356.
- (94) Council Directive (EU) 83/2011 on consumer rights, amending Council Directive 93/13/EEC and Directive 1999/44/EC of the European Parliament and of the repealing Council Directive 85/577/EEC and Directive 97/7/EC of the European Parliament and of the Council Text (Directive on Consumer Rights) [2011] OJ L304, 64.
- (95) Directive 2013/11/EU of the European Parliament and of the Council of 21 May 2013 on alternative dispute resolution for consumer disputes, [2013] OJ/L 165, 63.
- (96) Regulation (EU) No 524/2013 of the European Parliament and the Council of 21 May 2013 on online dispute resolution

for consumer disputes and amending regulation (EU) No 2006/2004 and Directive 2009/22/EC (Regulation on Consumer ODR), [2013] OJ L165,1.

(97) 日本経済新聞二〇一八年十二月五日朝刊。

(98) Larna E. Gillies, 'The Internet, Electronic Commerce and Electronic Consumer Contracts', in: *Electronic Commerce and International Private Law - A Study of Electronic Consumer Contracts* (Ashgate, Aldershot, 2008) pp. 32-33.

(99) EUの国際私法上と国際民事手続法上の消費者保護モデルは、これまでケベック州の民法典、USのUCC、韓国国際私法、国際私法及び国際民事手続法に関するトルコ法、中国の涉外関係適用法などに採用されているとされる。Tang, *supra* note 8, pp. 8-9.